

各位

平成28年3月2日
放射線取扱主任者

入射器（電子入射器・電子陽電子加速器）の機構内検査について

入射器（電子入射器・電子陽電子加速器）に係る放射線使用施設の変更申請について、平成28年1月19日付で原子力規制委員会より承認されました。放射線取扱主任者による機構内検査を実施し、遮蔽と区域の区画を平成28年2月25日に、インターロックと運転マニュアルなどを平成28年3月2日に確認し、平成28年3月2日付で下記の変更使用を認めましたのでお知らせします。

(1) 電子入射器の出力増強

電子入射器後半部の電流量を200nAから800nAに増強し、それに伴い最大出力を 2.5 GeV・ μ A から4.64 GeV・ μ Aへ増強する。

(2) 電子陽電子加速器の出力増強

電子陽電子加速器の出力を、電子 10 GeV 2.0GeV・ μ A、陽電子 5 GeV 1.0GeV・ μ A から電子 10 GeV 8.0GeV・ μ A、陽電子 5 GeV 4.0GeV・ μ A へ増強する。

(3) 電子入射器へ遮蔽を追加

電子入射器後半部に位置する陽電子生成ターゲットに対し、鉄遮へいを追加する。

(4) 管理区域の拡張、ならびに機構の指定する周辺監視区域の追加

電子生成ターゲットの周辺に対し管理区域の拡張ならびに機構の指定する周辺監視区域の追加を行う。

当該主幹 古川 和朗

当該放射線担当者 本間 博幸

当該管理区域責任者 岩瀬 広

配布先 機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、TNS

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員



図 現区域設定と、今回拡張した管理区域ならびに周辺監視区域 (矢印で示す)